

令和7年 7月 25日

入札公告

下記の委託について制限付一般競争入札(事前審査型)に付すので、次のとおり公告する。

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

理事長 藪本 訓弘



1 入札に付する事項

- (1) 件 名
赤穂精華園成人寮のどこか厨房内食器洗浄機更新
- (2) 場 所
兵庫県赤穂市大津1327
- (3) 概 要
既存の食器洗浄機の撤去及び新機器の設置
- (4) 期 間
契約締結日 ～ 令和7年12月31日
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 入札方法
制限付一般競争入札（事前審査型）（価格競争）（直接入札）
- (7) 契約締結予定日
令和7年9月上旬予定
- (8) 入札参加資格
 - (i) 兵庫県の入札参加資格者名簿に登録されている者
 - (ii) 当該入札に係る関連法規の規定による事業・営業等の許可を有すること。
 - (iii) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (iv) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 日 程

手続等	期間・期日	場所・方法
① 提出資料の様式等交付	令和7年7月25日から 令和7年8月 8日まで	兵庫県赤穂市大津1327 赤穂精華園総務課
② 入札参加受付	令和7年7月25日から 令和7年8月 8日まで	持参又は郵送（持参、郵送ともに8月8日必着）

手続等	期間・期日	場所・方法
③ 関係書類の配布及び質問書の受付	令和7年8月18日から 令和7年8月27日まで	質問は同封の様式により、FAXのみの受付（質問受付期限は8月27日午後12時まで）
④ 現場状況確認	有	③の期間内とする。
⑤ 質問に対する回答	令和7年8月29日	FAXにて入札参加者全員へ回答予定
⑥ 入札	令和7年9月 5日 午前11時	兵庫県赤穂市大津1327 赤穂精華園のどか管理棟講堂
⑦ 入札結果の公表	落札決定後速やかに行う	

※上記の期間は、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時

※現場状況確認を希望される者は事前に下記入札担当者まで連絡を行うこと。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加審査等

(1) 本件の入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有すると認められなかった者は本件の入札に参加することができない。

- (i) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (ii) 兵庫県入札参加資格の登録状況が確認できる書類の写し
- (iii) 誓約書

(2) 入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、審査結果については入札参加資格を有すると認められた者に対して令和7年8月18日以降に入札通知書を発送する。

4 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の自己負担とする。
- (2) 理事長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に無断で使用しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、債務の不履行に生じる損失を補填する履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金の納付を免除する。

6 落札者の決定方法

兵庫県社会福祉事業団会計規則第97条の規定に基づき定められた予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の

秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- (4) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (5) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

8 その他入札に関する事項

- (1) 入札執行回数は2回とする。
- (2) 当事業団所定の入札書に必要事項を記載、押印の上入札すること。
- (3) 落札金額にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、それが判明した時点で入札資格の停止及び落札した場合でも契約を締結しない。

9 入札担当

〒678-0252

兵庫県赤穂市大津1327

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

赤穂精華園 総務課 前田、井上

TEL 0791-43-2091

FAX 0791-43-7404